

建築基準法関連省令・告示の制定・改正に関する意見

2000.11.9

氏名	(フリガナ) 社団法人 日本建築学会 壁式構造運営委員会 主査:松村 晃
住所	東京都港区芝 5-26-20
所属	(会社名) (部署名) 社団法人 日本建築学会
電話番号	03-3456-2051
電子メールアドレス	e-mail:hamada@aij.or.jp
意見	(対象条文 令第 93 条,94 条関連) 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための方法等を定める件  (意見別紙掲載)

建築基準法関連告示（地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力関連）案に対する意見

標記については、構造委員会の承認を得て、壁式構造運営委員会の責任において下記の意見・要望を提出いたします。

1．表題について

改良体や地盤アンカーが規定されていることから、告示の表題もそれらが含まれることがわかるように変更した方がよいように思われます。特に、地盤アンカーは、基礎ぐいに含まれるかどうか疑問です。

2．第一の九について

「くい等載荷試験」となっていますが、等とは、改良体や地盤アンカーのことを指すのであれば、具体的に記述した方がよいと思われます。

3．第二について

「液状化のおそれのある地盤」の定義が必要と思われます。（解釈通達は出されないと思われ  
ますので。）それとも、技術資料によることになるのでしょうか。

「基礎に作用する荷重の傾斜角」 「基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角」

「地盤の特性によって求めた内部摩擦角」 「第一に定める地盤調査により地盤の特性  
に応じて求めた内部摩擦角」でしょうか？

「砂質土地盤のうち密実なもの」の定義が必要と思われます。それとも、技術資料によるこ  
とになるのでしょうか。

4．第三について

(1) 第一号

「軟弱な粘性土地盤」の定義が必要と思われます。

「地盤の許容支持力」 「地盤から定まるくいの許容支持力」の方が分かりやすいと思  
われます（表中も）

「基礎ぐいの先端付近- - - 」とあるが、先端付近の定義が必要と思われます。

$N_s$  や  $q_u$  の最大値をくい工法に拘わらず一律に規定しています（現行の告示の数値を修正）  
が、数値を変更するだけのデータが揃ったということでしょうか。

(2) 第二号

「軟弱な粘性土地盤」や「地震時に液状化するおそれのある地盤」の定義が必要と思われ  
ます。

5. 第四について

「地盤の許容引き抜き抵抗力」 「地盤から定まるくい許容引き抜き抵抗力」の方が分かりやすいと思われます（記号の定義中、表中も）

引き抜き抵抗力 引抜き抵抗力（“き”を削除）

「前号に掲げる  $R_F$  の数値の〇.八倍の数値- - -」 「第三第一号に掲げる  $R_F$  の数値の〇.八倍の数値- - -」

6. 第五について

「改良体を支える地盤の許容支持力」 「~~改良体を支える~~地盤から定まる改良体の許容支持力」の方が分かりやすいと思われます。

「改良体を支える地盤の許容支持力」の算定方法（改良体先端の許容支持力と改良体と周囲の地盤との摩擦力の算定方法）の規定が必要と思われます。

7. 第六について

「垂直に用いる場合」 「鉛直に用いる場合」

“鉛直”とは、地球の重心方向の意味で、“垂直”とは任意の面に直角な方向の意味ですから、このままの場合、斜めアンカーも可となります。

地盤アンカーの地盤中における耐久性関連規定が必要と思われます。

「地盤アンカーに対する地盤の許容引き抜き抵抗力」 「地盤から定まる地盤アンカーの許容引き抜き抵抗力」の方が分かりやすい。

「許容引き抜き抵抗力」 「許容引~~き~~抜き抵抗力」(表中)

$R_u$  地盤の許容引き抜き抵抗力 「地盤から定まる地盤アンカーの許容引~~き~~抜き抵抗力」の方が分かりやすい。

8. 第七について

「別に試験により求め」 試験方法と判定基準が別途、告示で示される必要があります。

9. 第八について

(1) 第一号

「地盤調査及び強度試験等」 「第一に定める地盤調査及びくい体から採取した供試体の圧縮強度試験（圧縮強度試験は昭和 56 年建設省告示第 1102 号による。）等」

「(一) 項の式により計算した数値」 「令第 91 条及び平成十二年建設省告示第 1450 号に定める数値」

(くいから採取した供試体の圧縮強度試験を行い、設計基準強度以上確保されていることを確認すれば、上部のコンクリートと同じ許容応力度の数値を用いてよいこととすべきでしょう。設計基準強度が不良率 4 % 以下で確保できるように、調合強度の方で調整すべきと考えられます。安全係数を上部のコンクリートの数値と変えるべきではないと思われます。)(カッコ内の数値が告示と異なるので要修正)

表中のせん断と付着の数値は、上部構造に用いるコンクリートのせん断と付着の許容応力度に対する告示の数値を再確認する必要があります。例えば、せん断については、(0.5 +

F/100)ではなく、 $(0.49 + F/100)$ に修正する。また、短期は圧縮、せん断、付着とも長期の数値の2倍とする。

(2) 第二号、第三号、第四号、第五号

工場製品であるのに、場所打ちコンクリートくいのコンクリートと同じ安全係数を採用している理由が不明確です。上部構造に使用するコンクリートと同じ許容応力度の数値を採用すべきと思われます。

上記(1)と同様のコメント

(3) 第四号

昭和五十八年建設省告示第千三百二十号 改訂の予定

(4) 第六号

第一号から第五号までの数値との関連が不明（第一号から第五号までによらずに第六号によることができる」と解釈してよいのであれば、表現修正が必要と考える。）

「実況に応じた力に対する数値とすることができる。」とあるが、具体的に規定すべきと思われます。

せん断のカッコ内は $(0.49 + F/100)$ に修正する（平12建告第1450号）

せん断と付着の短期の数値は、長期の数値の2倍に修正（平12建告第1450号）

、 の定義中、「その他実況に応じた力に対する試験結果に基づき----」とあるが、試験方法や判定基準を明確にすべきと考えられます。

(5) 第七号第2項

「低減率を乗じた数値」 「低減率を乗じた数値を低減した数値」(0パーセントを乗ずると、0になってしまう。)

表中の(二)「継手部分の耐力、剛及び靱性に応じた数値」 具体的の数値(例えば5%)を規定すべきと思われます。

以上